

小学校教師用教科書・指導書購入事業について

1 概要

令和6年度に購入した小学校教師用指導書及び教科書について、予定価格及び実際の購入額が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れについては議決が必要にもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことから、総務課及び管財・契約課に確認のうえ、議決(追認)の必要性を確認。

2 判明した経緯

- ◆他の自治体における同様の事案の報道を受け、過年度(過去10年程度)も含めて契約及び支出状況を確認したところ、令和6年度の教師用指導書等の購入にあたり、予定価格が2,000万円を超過していたことを確認。
- ◆中学校用指導書等は、現在に至るまで基準の額を超過していないため、議決の要件に該当しないことを確認している。

3 購入の目的

無償給与の対象となる児童生徒とは異なり、指導する側の教員が使用する教科書に関しては、小中学校を設置する自治体の負担となっている。

また、教師用指導書は「教科書の解説書」のようなものであり、解説の他に各單元における問いかけの仕方や内容の活用方法等、指導において重要な点が記載されていることから、指導にあたり重要な役割を担うものであるが、こちらも教科書と同様に、各自治体の負担で購入するものとなっている

4 予定価格等

単価契約となっているため、予定価格は起工時のものである。

・令和6年度 予定価格 21,427,185円

5 要因と対策

指導書等の購入が、単価契約かつ消耗品費での対応となっていたことから、財産の取得として議決を経る必要性を、課内で認識していなかった。再発防止に向けた情報の共有や認識統一の徹底を図るとともに、契約時に限らず、予算要求時においても該当するかを含めてチェック体制を整理する。